

仙台空港特定運営事業等

優先交渉権者選定基準

平成 26 年 6 月 27 日

国土交通省航空局

1. 目次

第 1.	優先交渉権者選定基準の位置づけ	3
第 2.	優先交渉権者選定の方法	3
1.	選定方法の概要	3
2.	優先交渉権者選定の体制	3
第 3.	審査の手順	4
1.	第一次審査	4
2.	第二次審査	4
第 4.	第一次審査	5
1.	資格審査	5
2.	提案審査	5
3.	第二次審査参加者の選定	5
4.	提案審査における審査基準	5
(1)	提案項目	5
(2)	得点案の計算方法	5
第 5.	第二次審査	10
1.	提案審査	10
2.	優先交渉権者等の選定	10
3.	提案審査における審査基準	10
(1)	提案項目	10
(2)	得点案の計算方法	11

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、国が、本事業を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

第2. 優先交渉権者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する提案内容、審査のポイント、配点等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足及び本事業の事業方針等を審査し、第二次審査参加者を選定する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査の評価は第二次審査に影響しない。

2. 優先交渉権者選定の体制

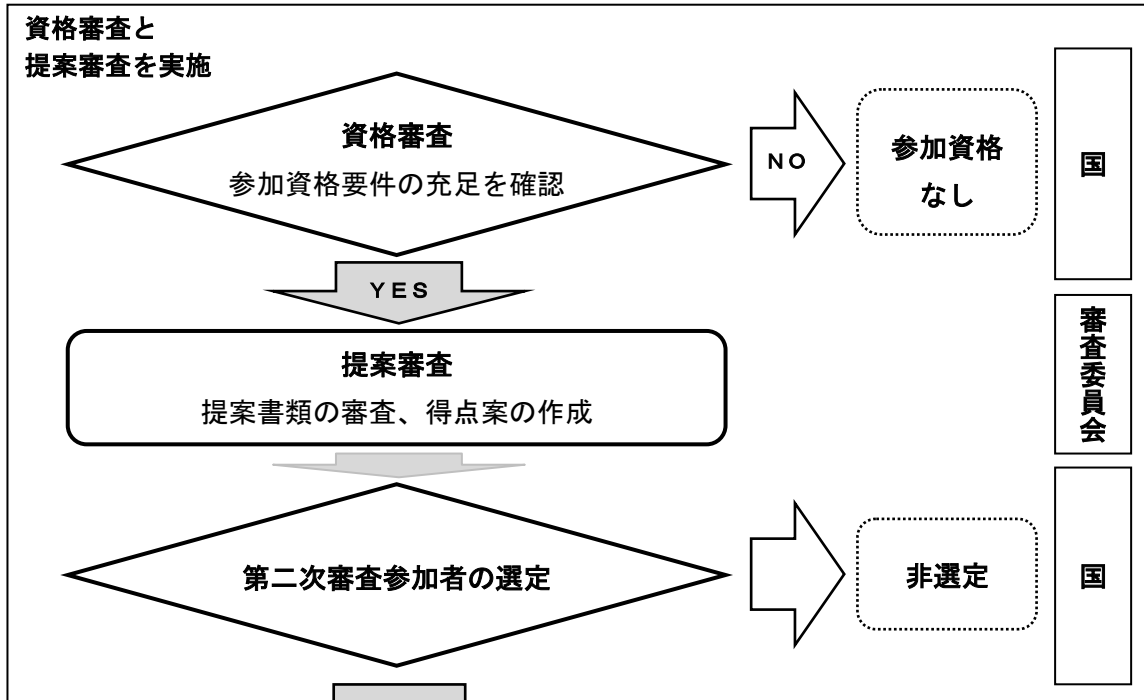
国は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うために、平成26年6月24日付で審査委員会を設置した。

国は、審査委員会における評価を受けて、第二次審査参加者並びに優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

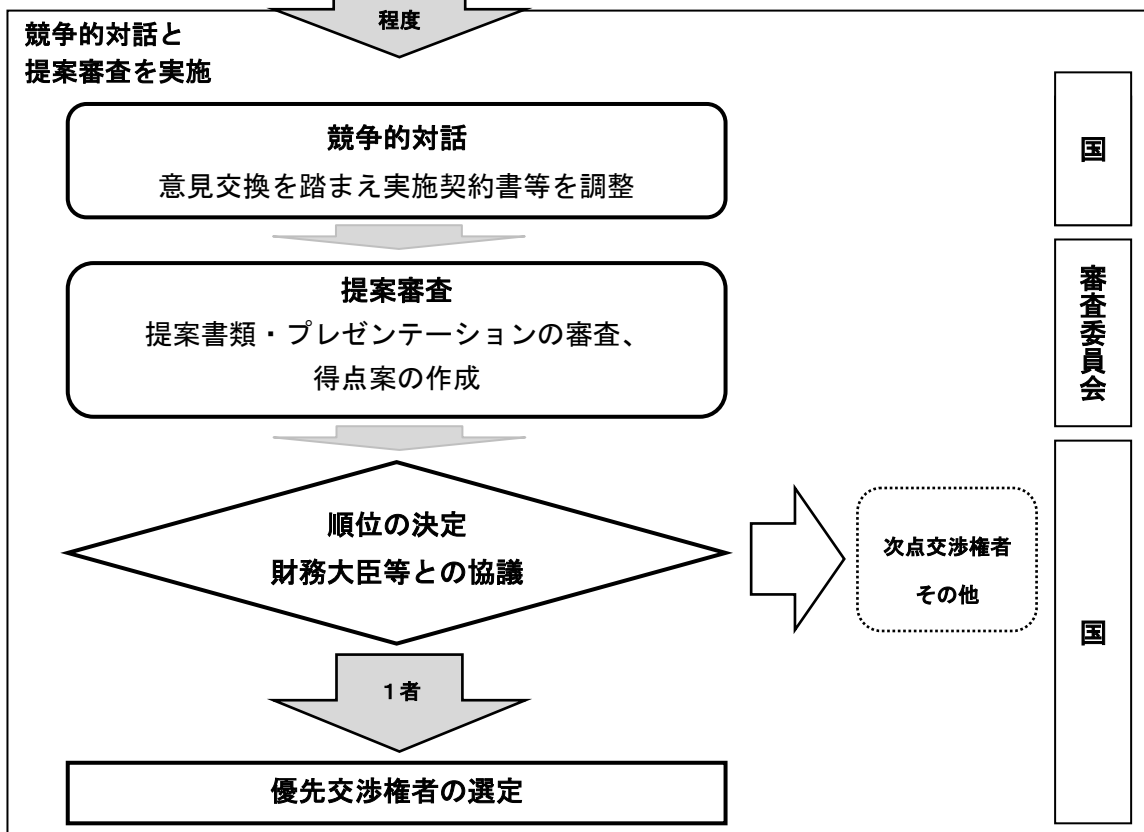
第3. 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

1. 第一次審査



2. 第二次審査



第4. 第一次審査

第一次審査参加者の中から、1者以上3者程度までの第二次審査参加者を選定するものである。第一次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

1. 資格審査

国は、第一次審査書類に含まれる資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。参加資格要件を充足していない応募者は提案審査を受けることができない。

2. 提案審査

第一次審査参加者が提案する本事業に関する基本的な事業方針等が適切なものとなっているかどうかについて審査を行う。

審査委員会は、第一次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び**4. 提案審査における審査基準**に基づく採点を行って得点案を作成し、国に報告する。なお、審査委員会における審査では、提案審査書類のみに基づいて審査を行うものとし、第一次参加者による現地調査や関係者へのヒアリング、審査委員会に対するプレゼンテーション等は予定していない。

3. 第二次審査参加者の選定

国は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、第一次審査参加者の得点を決定し、その中から、第二次審査参加者を1者以上3者程度まで選定する。

4. 提案審査における審査基準

(1) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式は、**表1 第一次審査における提案項目**に記載のとおりである。各提案項目は、対応する様式によるのみ審査する。

(2) 得点案の計算方法

提案項目の配点は、**表1 第一次審査における提案項目**に記載のとおりである。

審査委員が審査を行うにあたっては、提案項目ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与える。

審査委員会は、審査委員が採点した各提案項目の得点のうち最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出することとし、この方法によって算出され

た各提案項目の点数を合計することにより得点案を作成するものとする。

ただし、この方法によって作成した得点案において同点となる応募者があるときは、審査委員が採点した各提案項目の審査委員全員による平均点を合計することにより算出された参考得点案を付して国に報告する。この場合、国は、参考得点案を考慮して第二次審査参加者を選定することができる。

表1 第一次審査における提案項目（50点満点）

提案項目	審査のポイント	配点	対応様式	
1. 全体事業方針				
全体事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者としての取組みの趣旨・目的 ・ マスタープラン策定の基本方針 ・ 事業全般にわたるその他の基本的な取組方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の背景及び目的を理解しているか ・ 民活空港運営法の基本方針と合致する事業方針となっているか ・ 本事業を事業期間終了まで適切かつ確実に実施していくための明確な取組方針が示されているか 	5	10-A
2. 将来方針				
空港活性化方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港活性化方針に関する基本的な考え方 ・ 着陸料等の料金設定の方針 ・ その他の取組方針（取組方針の記載例） <ul style="list-style-type: none"> ➢ エアライン誘致 ➢ 航空サービルの利便性向上 ➢ 空港用地内における活性化 ➢ 空港アクセス事業者（鉄道、バス、タクシー等）との連携 ➢ その他の空港用地外の事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客者数、貨物量等の向上に寄与する方針となっているか ・ 運営権者及び空港関係事業者（運営権者以外で仙台空港に関連する事業を営む者をいう。）の収益性の向上が期待できる方針となっているか ・ 空港周辺地域の活性化にも資する方針となっているか 	10	10-B
設備投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港の機能維持を目的とする設備投資の方針 ・ 空港活性化を目的とする設備投資の方針 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 想定している投資案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準を充足し、空港機能の安全性をより一層向上させるような投資方針となっているか ・ 本事業の収益が空港活性化のために投資される方針となっているか ・ 投資と収益性向上のバランスがとれた投資方針となっているか 	5	10-C

	提案項目	審査のポイント	配点	対応様式
安全・保安に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・航空の安全確保及び空港の保安に関する基本的な考え方 ・安全・保安に関するセルフモニタリングについての基本的な考え方 ・トラブル発生時（事件若しくは事故、災害、疫病等）における対応策に関する基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・保安に関連する業務について、有資格者の確保や適切な外部委託先の選定等を通じた信頼性の高い実施体制の構築が期待できる方針となっているか ・必要かつ十分なセルフチェック機能が提案されているか ・トラブル発生時の対応策は十分に検討されているか 	5	10-D
3. 提案事業方針				
提案事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との共生に関する提案 ・空港の利用促進に関する提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に配慮し、地域の発展への貢献が期待される提案がなされているか 	5	10-E
4. 収支計画、事業継続及び実施体制				
収支計画及び事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収支計画の概要 ➢ 収支計画の骨子 ・事業継続（リスク対応）の基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の概要は長期的な運営継続が可能なものとなっているか ・収支計画の骨子は他の提案事項との対応関係が明確にされているか、その内容が合理的なものとなっているか ・SPCの経営に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象の分析及び対応策の検討が適切になされているか 	5	10-F
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの出資形態 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 株式会社以外の形態を希望するときは、その出資形態 ・コンソーシアム構成員ごとの出資比率及び議決権比率 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 間接的なSPC株式の保有等を希望するときは、SPCと応募企業又はコンソーシアム構成員との具体的な資本関係 ・応募企業・コンソーシアム構成員の概要及び業務実績 ・SPCの業務実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの出資形態は記載要領に記載された要件を満たすものとなっているか ・応募企業・コンソーシアム構成員の実績は、本事業の適切なマネジメントが期待できるものとなっているか ・SPCの業務実施体制は、本事業の推進に資するものとなっているか 	5	10-G-1 ～ 10-G-4

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式
5. 職員の取扱方針				
職員の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル施設事業者の職員に対する人事制度の考え方 ・国からの派遣を要望する職員の職種、人数及び派遣期間並びにその理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル施設事業者の職員に対する人事制度の考え方は、適切な配慮がなされた提案となっているか ・国職員の派遣について具体的な検討がなされているか 	5	10-H
6. 運営権対価				
運営権対価	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権対価の予定額 ・運営権対価の算定根拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・より高い運営権対価の予定額の提案がされているか 	5	10-I

第5. 第二次審査

第二次審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

1. 提案審査

国との競争的対話を経た上で第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な目標及び計画並びに個別の施策が適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものかどうかについて審査を行う。

また、提案項目のうち国が指定するもの¹については、優先交渉権者の選定後、提案に基づいて要求水準書を作成する。但し、要求水準書の作成にあたっては、国が優先交渉権者と協議した上で、内容を調整することがある。

審査委員会では、第二次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び**4. 提案審査における審査基準**に基づく採点を行って、得点案を作成し、国に報告する。なお、審査委員会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。

2. 優先交渉権者等の選定

国は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、宮城県及び財務大臣その他関係行政機関の長と協議した上で、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

3. 提案審査における審査基準

(1) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式は、**表2 第二次審査における提案項目**に記載のとおりである。各提案項目は、対応する様式について、関連する様式²との整合性を踏まえて審査する。

提案項目のうち、**表3 マスタープランを構成する提案項目**に記載する事項³については、第二次審査参加者が優先交渉権者として選定された場合に、優先交渉権者の設立するSPCが国に提出するマスタープランの一部を構成するとともに、ホームページ上で

¹ 提案項目【E1】【E2】

² 表2におけるA1、B1、B2…H1までの区分毎に対応する様式。様式18-B1-1であれば、様式18-B1-2～4が関連様式となる。

³ 対応する様式において、該当箇所を明記する。具体的な記載方法については、様式集及び記載要領を参照のこと。

の公表が義務付けられる。なお、**表3 マスタープランを構成する提案項目**に関する対応様式については、応募者の将来構想や目標設定の提示を受けるものであることから、提案が未達成となった場合においても義務違反には問わないこととする（18-D1, E1, E2を除く。）。但し、これらの様式については、関連する様式において、マスタープランを構成する提案項目に関する対応様式に記載された将来構想や目標設定の実現に向けた具体的施策についての提案を受けることとしており、具体的施策との関係での整合性が審査の対象となることに注意すること。

(2) 得点案の計算方法

提案項目の配点は、**表2 第二次審査における提案項目**に記載のとおりである。

審査委員が審査を行うにあたっては、提案項目ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与える。

審査委員会は、審査委員が採点した各提案項目の得点のうち最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出する。2以上の提案項目ごとに配点が付与されるものについては、その対象となる提案項目を総合的に考慮して、**表2 第二次審査における提案項目**に記載の配点を上限に採点する。審査委員会は算出された点数を合計することにより得点案を作成するものとする。

ただし、この方法によって作成した得点案において同点となる応募者があるときは、審査委員が採点した各提案項目の審査委員全員による平均点を合計することにより算出された参考得点案を付して国に報告する。この場合、国は、参考得点案を考慮して第優先交渉権者等を選定することができる。

表2 第二次審査における提案項目（200点満点）

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式	
A) 全体事業方針					
A1	【A1】 将来イメージ・基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・30年後の仙台空港の将来イメージ ・提案の基本コンセプト 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な将来イメージ及び基本コンセプトを提示できているか ・将来イメージ及び基本コンセプトは各提案項目と整合するものとなっているか 	10	18-A1
B) 空港活性化に関する計画					
B1	【B1-1】 旅客数・貨物量の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客数・貨物量の目標値 ➢ 30年後の目標値 ➢ 5年後の目標値 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営一体化を踏まえた積極的な目標値が示されているか 	44	18-B1-1
	【B1-2】 着陸料等の料金提案	<ul style="list-style-type: none"> ・着陸料等の料金施策 ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担に配慮した提案となっているか ・空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・目標値に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B1-2
	【B1-3】 エアライン誘致提案	<ul style="list-style-type: none"> ・エアライン誘致施策 ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・目標値に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B1-3
	【B1-4】 その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の施策 ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・目標値に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B1-4
B2	【B2-1】 目標とする航空サービス利用者の利便性向上の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・航空サービス利用者の利便性向上に関する目標設定 ➢ 30年後の目標 ➢ 5年後の目標 ・航空サービス利用者の利便性向上の達成度を測る方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営一体化を踏まえた積極的な目標が示されているか ・航空サービス利用者のニーズ、満足度等を適切かつ十分に把握できる方法が提案されているか 	12	18-B2-1
	【B2-2】 航空サービス利用者の利便性向上に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・航空サービス利用者の利便性向上に関する施策 ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・目標に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B2-2

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式	
B3	【B3-1】 目標とする空港利用者の利便性向上の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港利用者（航空サービス利用者を含む。以下同じ。）の利便性向上に関する目標設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年後の目標 ➢ 5年後の目標 ・ 空港利用者の利便性向上の達成度を測る方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営一体化を踏まえた積極的な目標が示されているか ・ 空港利用者のニーズ、満足度等を適切かつ十分に把握できる方法が提案されているか 	15	18-B3-1
	【B3-2】 空港用地内における空港活性化提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港用地内における空港活性化施策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・ 目標に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B3-2
	【B3-3】 空港用地外の事業者との連携提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港アクセス事業者（鉄道、バス、タクシー等）との連携方法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 ・ その他の空港用地外の事業者との連携方法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港アクセス事業者との連携方法は空港活性化への寄与が期待できる提案となっているか ・ その他の空港用地外の事業者との連携提案は空港及び空港周辺地域の活性化への寄与が期待できるものとなっているか ・ 目標に対して効果的かつ実現可能性の高い提案となっているか 		18-B3-3
C) 設備投資に関する計画					
C1	【C1-1】 空港の機能維持を目的とする設備投資の総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港の機能維持を目的とする設備投資の投資総額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の投資総額 ➢ 15年間の投資総額 ➢ 5年間の投資総額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの投資総額が予定されているか 	12	18-C1-1
	【C1-2】 空港の機能維持を目的とする設備投資に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資に関する具体的な計画 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に配慮した投資内容及び投資計画となっているか ・ 民間の創意工夫を生かした提案が示されているか 		18-C1-2
C2	【C2-1】 空港活性化を目的とする設備投資の総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港活性化を目的とする設備投資の投資総額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の投資総額 ➢ 15年間の投資総額 ➢ 5年間の投資総額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの投資総額が予定されているか 	12	18-C2-1

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式	
	【C2-2】 空港活性化を目的とする設備投資に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年後の施設等配置図及び各施設等の概要 ・ 空港活性化を目的とする設備投資に関する投資内容及び投資計画 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本的投資内容及び投資計画 ➢ 5年間の具体的投資内容及び投資計画 ・ 投資回収の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B) 空港活性化に関する計画を実現するための効果的かつ実現可能性の高い施設配置、施策が示されているか ・ 投資負担の回収方法は合理的なものとなっているか 	18-C2-2	
D) 安全・保安に関する計画					
D1	【D1】 安全・保安に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空の安全確保及び空港の保安に関する基本施策 ・ 空港の安全な運営及び維持管理に関する具体的施策 ・ 安全・保安に関するセルフモニタリング方法 ・ トラブル発生時（事件若しくは事故、災害、疫病等）における対応策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件若しくは事故の発生を未然に防ぎ、又は、災害発生時の被害を最小限にとどめる事前の施策が示されているか ・ 安全・保安に関連する業務について、職員への適切な教育・訓練の実施や適切な外部委託先の選定等を通じた信頼性の高い実施体制が示されているか。 ・ 安全・保安に関するセルフチェック機能の実効性が期待できる施策及び体制が提案されているか ・ トラブル発生時における適切な対応が期待できる提案となっているか 	15	18-D1
E) 提案事業に関する実施計画					
E1	【E1】 地域共生事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生事業の施策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 ・ 従前と同等以上の効果が得られることの疎明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前と同等以上の効果が得られ、十分に空港周辺地域に配慮した提案となっているか ・ 施策の実現可能性が高い提案となっているか 	8	18-E1

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式	
E2	【E2】 空港利用促進事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港利用促進事業の施策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30年間の基本施策 ➢ 5年間の具体的施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び関係地方公共団体等との連携に配慮がなされた、航空ネットワークの拡大への貢献が期待できる提案となっているか ・ 施策の実現可能性が高い提案となっているか 	8	18-E2
F) 事業計画、事業継続及び実施体制					
F1	【F1】 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画B/S ➢ 計画P/L ➢ 計画C/F 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現実的かつ合理的な計画となっているか ・ 各提案項目と整合する計画となっているか 	12	18-F1-① 18-F1-②
F2	【F2】 事業継続に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P C のリスク管理及び事業継続に関する施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P C の経営に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象を顕在化させないためのリスク管理策（保険の付保等を含む）について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・ 当該リスク事象の顕在化時において取られる事業継続のための施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・ 施策の実現可能性が高い提案となっているか 	8	18-F2

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式
F3	【F3】 事業実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ S P C の出資形態 ・ S P C の出資構成等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 出資者ごとの保有議決権付株式及び無議決権株式の比率並びに出資額 ▶ 間接的な S P C 株式の保有等を希望するときは、S P C と応募企業又はコンソーシアム構成員との具体的な資本関係 ・ 業務実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ▶ S P C 及び子会社等の組織図及び業務分掌 ▶ 委託会社・協力会社との協業体制 ・ セルフモニタリング方法（安全・保安に関するモニタリング方法を除く） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 要求水準の充足 ▶ 応募者の提案事項の履行状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制が本事業の推進に資するものとなっているか ・ S P C の意思決定のプロセスが明確に示されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化について配慮したものとなっているか ・ 要求水準の充足及び提案事項の履行を確認するための実効性の高いセルフモニタリング方法が提案されているか 	12	18-F3
G) 職員の取扱い				
G1	【G1】 職員の取扱いに関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ S P C 及びその子会社等の人事・雇用に関する施策 ・ 国からの派遣を要望する職員の職種、人数及び派遣期間並びに技能承継のための施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビル施設事業者及び国職員に対する人事制度は、それぞれ従前の雇用条件に配慮した適切な提案となっているか ・ S P C 及びその子会社等の人事・雇用に関する施策は地域への貢献が期待される提案となっているか ・ 派遣を要望する国職員の職種、人数及び派遣期間と技能承継のための施策は整合がとれたものとなっているか 	8	18-G1
H) 運営権対価等				
H1	【H1-1】 運営権対価の額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より高い運営権対価の提案がされているか 	24	15
	【H1-2】 資金調達の実現性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権対価及びビル施設事業者株式の取得対価に関する資金調達の方法 ・ 資金調達の実現性（L O I 等の添付を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権対価及びビル施設事業者株式の取得対価の資金調達が確実にできる提案となっているか 		18-H1-2

表3 マスタープランを構成する提案項目

	提案項目	対応様式
A) 全体事業方針	【A1】 ・ 将来イメージ・基本コンセプト	18-A1
B) 空港活性化に関する計画	【B1-1】 ・ 旅客数・貨物量の目標値 (30年後の目標)	18-B1-1
	【B2-1】 ・ 目標とする航空サービス利用者の利便性向上の水準 (30年後の目標)	18-B2-1
	【B3-1】 ・ 目標とする空港利用者の利便性向上の水準 (30年後の目標)	18-B3-1
C) 設備投資に関する計画	【C1-1】 ・ 空港の機能維持を目的とする設備投資の総額 (30年間の目標)	18-C1-1
	【C2-1】 ・ 空港活性化を目的とする設備投資の総額 (30年間の目標)	18-C2-1
	【C2-2】 ・ 30年後の施設等配置図及び各施設等の概要	18-C2-2
D) 安全・保安に関する計画	【D1】 ・ 安全・保安に関する提案	18-D1
E) 提案事業に関する実施計画	【E1】 ・ 地域共生事業の施策	18-E1
	【E2】 ・ 空港利用促進事業に関する提案	18-E2